

京都市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第43号）（保健福祉局保健衛生推進室医務審査課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により医療法の一部が改正され、診療所における専属の薬剤師の配置の基準を条例で定めなければならないこととなったことに伴い、当該基準を定めることとしました。

なお、当該基準については、現行の医療法施行規則に定める基準と同様としました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例を公布する。

平成25年1月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第43号

京都市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法第18条の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務審査課)